

越谷市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援について定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減又は回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を軽減し、又は回復し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための支援をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動を行

う個人又は団体をいう。

(8) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(市の役割)

第3条 市は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携協力を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

3 見舞金の支給の対象となる者その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への一時的な入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について市民及び事業者の理解を深めるよう情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等について適用する。